



Motives and Consequences of Japan's Security Policy Expansion in Southeast Asia during the Second Shinzo Abe Administration (2012-2020): Case of Japan-Indonesia Security and Defense...

IRSADANAR, RAFYOGA JEHAN PRATAMA

(Degree)

博士 (学術)

(Date of Degree)

2024-09-25

(Date of Publication)

2026-09-25

(Resource Type)

doctoral thesis

(Report Number)

甲第9037号

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/0100492546>

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。



学位請求論文審査結果報告

博士學位論文

論文内容の要旨及び審査結果の要旨

氏名 RAFYOGA JEHAN PRATAMA IRSADANAR

学位の種類 博士（ 学術 ）

学位授与の条件 神戸大学学位規程第5条1項該当

学位論文の題目

Motives and Consequences of Japan's Security Policy Expansion in Southeast Asia during the Second Shinzo Abe Administration (2012-2020): Case of Japan-Indonesia Security and Defense Cooperation

(第二次安倍政権における東南アジアへの安全保障政策拡大とその帰結：インドネシアの事例を中心に)

審査委員	主査	教授	木村 幹
		教授	松並 潤
		教授	西谷 真規子

論文内容の要旨

論文題目：Motives and Consequences of Japan's Security Policy Expansion in Southeast Asia during the Second Shinzo Abe Administration (2012-2020): Case of Japan-Indonesia Security and Defense Cooperation
(第二次安倍政権における東南アジアへの安全保障政策拡大とその帰結：インドネシアの事例を中心に)

氏名： RAFYOGA JEHAN PRATAMA IRSADANAR

本論文は、第二次安倍政権期の対東南アジア外交を題材として、安全保障や防衛政策の変化と、その政策が他国に与える影響について論じる事を試みたものである。その特徴は、通常、軍事的優位の獲得や、経済的利益の実現といった物質的側面に重点を置いて論じられがちなのに対し、これらの問題について、信頼の醸成や共通の価値観や規範の強化、更にはアイデンティティの共有といった、イデオロギー的側面を中心にこの問題を議論していることにある。

そしてその議論は大きく三つの部分に分けて論じられる。一つは、第二次安倍政権が何故に、戦後一貫して行われてきた、平和憲法に基づく軍事的問題に関わる消極的姿勢を捨てて、東南アジア諸国に対する積極的な安全保障上の関与へと進んだのか、を巡る部分である。この点について筆者は、背後に存在したのは、この政権を支えた価値観外交とその戦略があったと主張する。即ち、第二次安倍政権はその価値観外交をもって、東南アジア諸国の外交の方針を変えさせる事により、日本の主たる安全保障上の脅威である中国を、地政学的に封じ込めようとした、とするのである。

本論の二つ目は、同じ第二安倍政権期の東南アジア諸国に対する積極的な安全保障上の関与への転換が国内的に可能であったのかを巡る部分である。この点について筆者は、重要であったのは安倍を党首とする自民党が、平和主義を党是とする公明との妥協にこぎつけられた事であり、これにより日本は伝統的な消極的な安全保障政策から脱却できた、と論じている。

本書の第三は、この様な第二次安倍政権による東南アジア諸国に対する価値観外交の影響に関わる部分である。この点について筆者はインドネシアを主たる題材として論じ、第二次安倍政権の価値観外交は、インドネシアの政策当局者の間に、国際法を基礎とする「法の支配」の重要性や、規範意識の強化、更には日本に対する信頼性の向上等の変化を齎したものの、その中国に関わる政策を変化させるまでには至らなかった、と結論付ける。

以上のような分析に基づいて、最後に筆者はこの様な日本の第二次安倍政権下における経験は、国際社会においてある国が他国に影響を与え、自らに好ましい国際環境を作り上げる為には、単に軍事力や経済力といった物質的な力のみならず、イデオロギーや規範といっ

た価値観を有効に使う事が重要である、という事を示唆している、と主張してその論考を閉じる事となっている。

論文審査結果の要旨

論文題目：Motives and Consequences of Japan's Security Policy Expansion in Southeast Asia during the Second Shinzo Abe Administration (2012-2020): Case of Japan-Indonesia Security and Defense Cooperation
(第二次安倍政権における東南アジアへの安全保障政策拡大とその帰結：インドネシアの事例を中心に)

氏名： RAFYOGA JEHAN PRATAMA IRSADANAR

本稿は、第二次安倍政権期の対東南アジア政策とその影響について、主としてその政策的意図から、政策決定過程、更にはその政策が与えた影響についてまで幅広く論じた労作である。筆者は、この研究を行うにあたって外交青書や防衛白書といった基礎的な資料のみならず、当時の閣僚経験者を含む政策当局者や専門家、更には外交官等にまで渡る幅広い人々に対してインタビューを行う事で、当時の状況を再現し、その過程と影響を再現しようと試みている。

このような研究の結果として、筆者は大きく三つの知見が得られた、と主張する。即ち、第一は日本政府の意図、第二は連立与党間の妥協の重要性、第三は政策対象国の一定の変化である。だからこそ、本稿を評価する際に重要なのは、まず、これらの知見の実証性と、新奇性である。周知のように第二次安倍政権の積極的な安全保障政策は、当時から国内外の大きな議論を呼んだものであり、これまでも多くの論考が書かれている。また、安倍自身の述懐をも含めて、多くの史料や証言も残されており、これらの内容との関係も重要になる。

まず筆者が主張する第一の知見であるが、この点については、第二次安倍政権当時から、価値観外交が「中国封じ込め」の意図を有するものであるか否かについては、議論があり、この点を巡る多くの文章が書かれて来た。故にこの点において、筆者の知見は、少なくとも主張としては新しいものとは言えない。だとすると、次の問題は筆者がこの論考において、議論を決着させるに足る資料等を提示し得たか否か、になるが、この点において筆者が依拠するのは二次資料であり、その論争を決着させるに足る根拠を示した、とは言い難い。

問題は筆者の主張する第二の知見である、連立与党である公明党との間の妥協の重要性についてはより深刻である。第二次安倍政権期におけるその積極的な安全保障政策の遂行において、公明党がブレーキ役の一つを務めていた事は、当時の報道においても幾度も指摘されてきた事である。他方、2012年12月の総選挙で大勝した自民党は、過半数を大きく凌駕する議席数を単独で有しており、その政権維持の為だけであれば、公明党との間の連立の維持が「必要不可欠」とまで言えたかは、疑わしい。また、安全保障政策を巡る自

民・公明両党の対立が、果たして連立基盤をも揺るがすほどの重要性があったか否かも論証される必要がある。

他方、第三の知見である第二次安倍政権期に行われた価値観外交のインドネシアに対して与えた影響については、インドネシアのみならずその効果が実際に詳しく検討されたことのない価値観外交に対する貴重なケーススタディだという事ができる。とりわけ、インドネシアの政策当局者に対して一定の影響を与えながらも、肝心の彼らのインドネシアの対中国政策にはあまり変化を及ぼさなかったという知見は、価値観外交の限界や、今後の日本政府の対外政策を考える上でも貴重な成果だという事が出来る。

最後に審査委員の理解するところによれば、以上の様な本稿の限界と価値は、筆者が日本を対象とする研究を志したにも拘わらず、日本語で書かれた資料や先行研究を精査する事が出来なかった、という状況に由来している。とりわけ重要なのは、日本語による先行研究や議論のすべてを踏まえる事なく議論を展開した結果として、「日本をケースとした研究」としての新奇性の獲得に限界が見られた事であろう。逆に言えば、第三の知見に関わる部分においては、筆者はそれが母国の事例であるが故に、その状況を相対的によく理解している結果、その位置づけにこれまた相対的に成功しているように思われる。

また、本稿の執筆において筆者は、多くのインタビュー等を実施し、貴重な情報を得ているものの、そのインタビューが具体的にどの様に実施され、どの様な具体的な証言が得られたのかを、十分に示し得ていない。論証において、丹念にその根拠を示し、分析のプロセスを示す事は、その信ぴょう性を担保する重要な手法であり、この点における不足は本稿の本来持つ価値を損なう事となっている。加えて、筆者はアイデンティティや規範を重視するコンストラクティビズムを援用して価値観外交の意図と効果を説明しようとしているが、理論の咀嚼が十分ではなく、事例を適切に説明できているとは言い難い。これらの問題については、博士論文の最終的な公表時までには解決されることが望まれる。

とはいえ、これらの事は、2012年12月から2020年9月までの長期に及んだ第二次安倍政権期の価値観外交について、その意図から政策決定過程、更には影響にまで幅広く論じようとした意欲作である本稿の価値を大きく損なうものではない。

上記のような理由から、審査委員は一致して、本論文の著者である RAFYOGA JEHAN PRATAMA IRSADANAR 氏が博士（学術）の学位を授与されるのに十分な資格を有するものと認定するものである。

令和 6 年 7 月 24 日

審査委員	主査	教授	木村 幹
		教授	松並 潤
		教授	西谷 真規子